



# 島根県報

令和8年5月22日（金）

号外第62号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用開始	(       "       )	3

## 告 示

## 島根県告示第343号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年5月22日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
一般国道	488号	益田市匹見町広瀬イ846番1地先から同地先まで	前	メートル 12.71～ 23.04	メートル 51.89	益田県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	17.48～ 31.14	51.89	
県道	松江鹿島美保関線	松江市美保関町七類387番1地先から同番4地先まで	前	13.20～ 20.90	21.50	松江県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	17.20～ 29.10	21.50	
〃	皆井田江津線	邑智郡邑南町矢上5917番3地先から同5919番5地先まで	前	19.60～ 38.00	31.08	県央県土整備事務所 拡下げ 減幅
			後	19.60～ 33.68	31.08	
〃	三次江津線	邑智郡邑南町矢上5917番3地先から同5919番5地先まで	前	19.60～ 38.00	31.08	県央県土整備事務所 拡下げ 減幅
			後	19.60～ 33.68	31.08	
〃	市木井原線	邑智郡邑南町矢上5919番36地先から同5917番23地先まで	前	19.60～ 38.00	31.08	県央県土整備事務所 拡下げ 減幅
			後	19.60～ 33.68	31.08	

## 島根県告示第344号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年5月22日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	掛合大東線	雲南市木次町寺領735番1地先から同町宇谷14番6地先まで	メートル 100.00	令和8年5月22日	雲南県土整備事務所	